

北河内4市リサイクル施設組合 インターネット公有財産売却ガイドライン

令和6年8月5日制定

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、北河内4市リサイクル施設組合（以下「本組合」といいます。）の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と本組合に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明

書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、及び貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

第 1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる方

(2) 次のいずれかに該当する方

ア 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる方

イ 法人又はその他の団体にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。これらに類する者を含む。）が暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められる方

ウ 個人又は法人の役員等であつて、暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない方

(3) 前項のほか、次のいずれかに該当すると認められる個人、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）

ア 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

イ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、

又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

オ 役員等又は使用人が、役員等が暴力団員等である法人等又は前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (4) 日本語を完全に理解できない方
- (5) 本組合が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり本組合が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」といいます。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間本組合が実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や本組合において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になるこ

と、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを本組合に開示され、かつ本組合がこれらの情報を本組合文書取扱規則に基づき、5年間保管すること。

本組合から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDを売却システム上において一定期間公開されること。

エ 本組合は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの移転手続きを行うことができません。

4 代理人による参加について

(1) 代理人の資格

代理人は、「第1 1 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加手続

ア 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加申込み及び入札などを行ってください。

イ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、委任状を入札開始2開庁日前までに本組合に提出してください。

原則として、入札開始2開庁日前までに本組合が委任状の提出を確認できない場合、入札をすることができません。公有財産売却の参加者以外の方から委任状が提出された場合も、入札をすることができません。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公有財産売却の参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公有財産売却の参加者及びその代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された入札保証金は没収し、返還しません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付

公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり本組合が執行する一般競争入札の手続の一部です。

売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間、本組合の実施する入札に参加できなくなることがあります。

公有財産売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面などにより十分に調査・検討を行った上で公有財産売却に参加してください。

売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産の参加申込みと入札保証金の納付を行ってください。公有財産売却の参加申込みと入札

保証金の納付の両方が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

なお、法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。

次の入札保証金の納付を本組合で確認後、速やかに本組合において本申込完了の手続きを行います。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、本組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、本組合が売却物件ごとに指定する方法で納付してください。

~~ア クレジットカードによる納付~~

~~クレジットカードにより入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。ク~~

~~レジットカードによる入札保証金の納付は、本組合が売却区分ごとに必要です。入札保証金は、本組合が売却物件ごとに指定する方法で納付してください。~~

現在、クレジットカードの利用はできません。

~~レジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を~~

~~付与し、クレジットカードによる請求処理をS-Bペイメントサービス株~~

~~式会社に委託することを承諾します。参加者等は、公有財産売却手続が終~~

~~了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに~~

同意するものとします。また、参加者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者等の個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

・「申込書」の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレス(クレジットカード)。

現在、クレジットカードの利用はできません。

・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

- ・公売システムの公売物件詳細画面より参加仮申込みを行ってください。
- ・本組合ホームページから「入札保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入押印のうえ、本組合事務局に書留郵便にて送付してください。
- ・参加仮申込みを行った方に対し、本組合から「入札保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記載されたメールアドレス宛に、電子メールで入札保証金の納付方法をご案内します。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、本組合が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに本組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は「入札保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に公有財産売却の参加申込者の住所、氏名など及び代理人であることを明記したうえで、代理人名で入札保証金を納付してください。

- ・「入札保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入する振込先金融機関は全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）を利用している、全国の金融機関の口座（納税準備預金を除きます。）を記載してください（詳しくは「全銀ネット利用可能金融機関一覧」で確認することができます。）。
- ・銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。

- (3) 入札保証金には利息を付しません。
- (4) 原則として、入札開始2開庁日前までに本組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- (5) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに本組合の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

- (6) 入札保証金の契約保証金等への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

なお、充当する入札保証金の額が落札金額の100分の10を下回る場合であっても、北河内4市リサイクル施設組合契約規則第34条ただし書きの規定により、不足金額の納付は求めません。

3 共同入札について

共同入札はすることができません。

第3 入札等の手続き

1 入札

- (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取扱

地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、速やかに開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 落札者への連絡

落札者には、入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取消

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

本組合は、落札後、落札者と契約を締結します。

契約の際には、本組合より契約書及び必要書類を送付しますので、落札者は必要事項を記入し押印のうえ、本組合が定める必要書類を添付して本組合に持参又は郵送してください。また、同時に、公有財産売却の財産の所在地からの搬出計画書を提出してください。

本組合が売払代金の残金納付を確認後、落札者は、公有財産売却の財産を所在地から搬出することができます。

(1) 権利関係の明示

公有財産売却の財産の受渡場所は同財産の所在地とし、落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(2) 注意事項

ア 落札者は、本組合に対し、公有財産売却の財産の瑕疵を理由とする請求をすることができません。

イ 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など本組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の返還や減額を請求することはできません。

ウ 受渡しまでの間に、公有財産売却の財産の設置又は保存に瑕疵があることによって第三者に損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたときは、落札者がその責任及び負担においてその処理解決にあたるものとしします。

エ 公有財産が動産、自動車などである場合、本組合はその公有財産を売払代金納付時の現状有姿で行います。

オ 公有財産が自動車の場合、落札者は必要に応じ、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続等を行ってください。

(3) 売却決定の取消

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できな

いことが発覚したときは、売却の決定を取り消します。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の納付

(1) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(2) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(3) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに本組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(4) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、北河内リサイクル施設組合が発行する納入通知書により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに本組合が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合でも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法

ア—クレジットカードによる納付の場合

S B
れた入
引き落としを行いません。

より納付さ
札保証金の

現在、クレジットカードの利用はできません。

ただ
の時期
月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

引き落とし
を行い、翌

現在、クレジットカードの利用はできません。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡し

1 権利関係の明示

公有財産売却の財産の受渡場所は同財産の所在地とし、落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

2 注意事項

- (1) 落札者は、本組合に対し、公有財産売却の財産の瑕疵を理由とする請求をすることができません。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など本組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の返還や減額を請求することはできません。
- (3) 受渡までの間に、公有財産売却の財産の設置又は保存に瑕疵があることによって第三者に損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたときは、落札者がその責任及び負担においてその処理解決にあたるものとします。
- (4) 公有財産が動産、自動車などである場合、本組合はその公有財産を売払代

金納付時の現状有姿で行います。

- (5) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続等を行ってください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後、公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、本組合は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、本組合は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、本組合は、代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、本組合は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- ~~(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合は、クレジットカード決済システムが不具合により、入札者などに損害が発生した場合、本組合は、損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。~~

現在、クレジットカードの利用はできません。

- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセス

ス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、本組合は責任を負いません。

- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失もしくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、本組合は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

本組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、本組合の物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において本組合が公開している情報（文章、写真、図面など）について、本組合に無断で転載・転用することは一切できません。

第6 インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するK S I官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は、行政機関になります。